

労働保険徴収法

雇用保険率の改定（平 23. 2. 10 厚労告 29 号）（平成 23 年 4 月 1 日施行）

平成 23 年度の雇用保険率が定められ、平成 22 年度と同様の率となった。

【平成 23 年度の雇用保険率】

事業の種類 保険率	雇用保険率	労働者負担 （失業等給付 に係る 保険料率のみ）	事業主負担		
			合計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	15. 5/1, 000	6/1, 000	9. 5/1, 000	6/1, 000	3. 5/1, 000
農林水産・ 清酒製造業	17. 5/1, 000	7/1, 000	10. 5/1, 000	7/1, 000	3. 5/1, 000
建設業	18. 5/1, 000	7/1, 000	11. 5/1, 000	7/1, 000	4. 5/1, 000

労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直し（平成 23 年 4 月 1 日施行）

労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しが行われ、交付要件の対象となる事業から「常時 16 人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の 3 年度のうちのいずれかの年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業に該当したもの」が削除されるとともに、報奨金の額が改正された。

（１）交付要件（報奨金政令 1 条 1 項 1 号）

労働保険事務組合が委託を受けてする労働保険料の納付の状況が、次の①～③の全てに該当する場合に、報奨金が交付される。

- ① 7 月 10 日において、前年度の労働保険料等というであって、常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていること
- ② 前年度の労働保険料等について、国税滞納処分の例により処分を受けたことがないこと
- ③ 偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと

※なお、一般拠出金の納付に係る報奨金についても、同様の改正が行われている。

（２）報奨金の額（報奨金政令 2 条）

- ① 労働保険料に係る報奨金の額
次のいずれか低い額
 - (a) 1, 000 万円
 - (b) 常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働

保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く）の額（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）×100 分の 2＋厚生労働省令で定める額

②一般拠出金に係る報奨金の額

前年度に常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く）の額（その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額）×100 分の 3.5

※なお、①(a)「1,000 万円」とあるのは、平成 23 年度においては「3,000 万円」、平成 24 年度においては「2,000 万円」とされている。

電子情報処理組織による申請書の提出等（則 80 条）（平成 23 年 2 月 1 日施行）

徴収法施行規則の規定により事業主が行うこととされている申請書の提出等の手続のうち一定のものについて、社会保険労務士等が、当該手続を電子申請により代行する場合には、当該事業主と当該社会保険労務士等との間に手続代行契約関係があることを証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該事業主の電子署名等に代えることができることとされた。

新設条項（則 80 条 1 項）

この省令の規定により、事業主が厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長又は都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官若しくは都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に対して行う申請書、申告書、報告書等の提出（一定の申請書、始動票札受領通帳、印紙保険料納付状況報告書及び印紙保険料納付計器使用状況報告書並びに特例納付保険料の納付の申出に係る書面の提出を除く）並びに届出（第四十条第二項及び第五十条第四項の規定による届出を除く。）及び申出（一定の申出を除く）（以下この条において「申請書の提出等」という）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という）が、情報通信技術利用法の規定により電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法の規定に基づき当該申請書の提出等を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもって、電子署名を行い、電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

※労働保険事務組合が電子申請により一定の提出代行もしくは届書の提出を行う場合についても、所定の事項を証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等もしくは当該届書の提出と併せて送信することをもって、電子署名を行い、電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。